２　前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の法人税の申告について第七十五条の四第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第百五十一条第一項中「、第三十一号」を「から」に、「及び第三十四号」を「まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第百五十二条の見出しを「（連帯納付の責任）」に改め、同条第二項中「（国税の徴収の所轄庁）」を削り、「第百五十二条第一項（受託者の）」を「第百五十二条第三項（）に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四条の八第二項」を「第四条の四第二項」に改め、「に係る納税義務」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。

２　前項に規定する法人税を同項の通算法人から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第百五十二条第一項（連帯納付の責任）に規定する通算法人の同項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該通算法人の法人税の納税地」とする。

第百五十九条第一項中「、第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）」を削り、「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は」を削り、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第八十一条の二十二第一項、第八十九条」を「第八十九条」に改め、「、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額（第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）」を削る。

第百六十条中「、第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）」を削り、「（外国法人に対する法人の法人税の納税地）」を「（申告及び納付）」に改める。

第百六十二条中「の中間申告書の記載事項等）」を「の中間申告書の記載事項等）」に改め、「、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの」を削り、「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第四条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条・第十九条の二」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条の三・第十九条の四」に、「第二十二条・」を「第二十二条―」に改める。

第二条第六号中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同条第七号中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同条第八号中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条第九号中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同条第十一号を削り、同条第十号の二を同条第十一号とし、同条第十三号を削り、同条第十四号を同条第十三号とし、同条第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改め、同条第二項中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第六条第三号を削り、同条第四号中「第二条第三十四号」を「第二条第三十三号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条第二項中「又は第八十一条の十三第一項」を削る。

第十一条の見出し中「特定同族会社等」を「特定同族会社」に改め、同条中「又は第八十一条の十三第一項」及び「又は第三号」を削り、「前条」の下に「及び次条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第十二条第一項中「ときは、」の下に「地方法人税控除限度額（」を、「いう」の下に「。第四項において同じ）」を、「計算した金額」の下に「をいう。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「更正請求書」の下に「（次項及び第十五項において「申告書等」という。）」を加え、「、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

４　通算法人の第一項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算課税事業年度」という。）の第一項の地方法人税控除限度額は、当該通算法人の当該通算課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額及び当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した所得地方法人税額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

５　第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する課税事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用課税事業年度」という。）の税額控除額（当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

６　前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　法人税法第六十九条第十六項（第三号に係る部分を除く。）の規定の適用がある場合

７　通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。以下第十項までにおいて同じ。）の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十項において同じ。）における税額控除額（当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度（以下この項において「対象前各課税事業年度」という。）において当該過去適用課税事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用